

こ かんじゃ けん りけんしょう 子ども患者権利憲章

あなたは、いつでもひとりの人間として大切にされ、あなたの成長や発達のこと（大人へと育つていくこと）をどのようなときにも一番に考えた医療（病気を治してもらうこと）を受けることができます。

病気を治すためには、あなたとあなたのご家族や病院の医師、看護師たちが、お互いに力を合わせていくことが大切です。

筑後市立病院は、このような考え方でつくった「子ども患者権利憲章」（あなたのために病院の人やあなたのご家族、そしてあなた自身も守らなければならない決まりごと）を守って、あなたを助けていきます。

1. あなたは、どのような病気にかかったときでも、他の人と同じようによい医療を受けることができます。
2. あなたは、どのようなときでも、ひとりの人間として大切にされ、病院の人たちやご家族と力を合わせながら医療を受けることができます。
3. あなたは、病気のことや病気の治し方を、あなたがわかる言葉や絵などを使って、病院の人に教えてもらうことができます。
4. あなたは、病気のことや病気の治し方について、十分な説明を受けたうえで、自分の考えや気持ちを病院の人やご家族に伝えることができます。
5. あなたは、わからないことや不安なことがあるときはいつでも、ご家族や病院の人たちに聞いたり、話したりすることができます。
6. あなたは、入院しているときでも、できるかぎりご家族と一緒に過ごすことができます。
7. あなたは、入院していても、勉強したり、遊んだりすることができます。
8. あなたは、病気の治し方や薬が効くかどうかなどの研究への協力を頼まれたときには、十分な説明を受けて、協力するかどうかを自分で決めることができます。やめたくなれば、いつでもそれをやめることができます。決めるときに、わからないことや不安なことがあればいつでも、ご家族や病院の人たちに聞いたり、話したりすることができます。
9. あなたの病気がよくなるように、あなたの体や気持ちのことをできるだけ詳しく病院の人たちに伝えるようにしてください。
10. あなたとみんなが気持ちよく過ごすために、病院の約束を守ってください。

※ この権利章典は、筑後市立病院の患者の権利・義務憲章を基本に、小児医療の特性に配慮し、策定したものです。

以上

2022年4月制定